

総務政策常任委員会会議録

平成23年7月20日

場 所 第2委員会室

平成23年 7月20日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・東日本大震災に係る本県への避難者の状況について
- ・東日本大震災被災者受入応援事業に係る委託先の募集について
- ・みやざき県民復興協力隊の派遣実績について
- ・自然エネルギー協議会の設立について
- ・宮崎県中山間地域振興計画（仮称）素案の概要について
- ・地上デジタル放送（地デジ）について

出席委員（8人）

委員 長	山下 博 三
副委員 長	右松 隆 央
委員	外山 三 博
委員	星原 透
委員	宮原 義 久
委員	西村 賢
委員	鳥飼 謙 二
委員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	渡邊 亮 一
県民政策部次長 （政策担当）	緒方 哲
県民政策部次長 （県民生活担当）	城野 豊 隆

部参事兼総合政策課長	茂 雄 二
秘書広報課長	甲斐 正文
総合交通課長	中田 哲朗
中山間・地域政策課長	福田 直
生活・協働・男女参画課長	大脇 泰弘
文化文教・国際課長	日高 正憲
情報政策課長	長倉 芳照
広報企画監	松岡 弘高

総務部

危機管理局長	甲斐 睦 教
危機管理課長	金井 嘉 郁

事務局職員出席者

総務課主幹	馬場 輝 夫
議事課主査	花畑 修 一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○渡邊県民政策部長 おはようございます。本日はよろしく申し上げます。

それでは、お手元の総務政策常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。本日は、大きな項目として4件の報告事項がございます。なお、1番目の東日本大震災につきましては、総務部から、本県への避難者状況について全体の説明を行いまして、その後、県民政策部から、東日本大震災被災者受入応援事業、みやぎ県民復興協力隊の派遣について説明を行いたいと思います。詳細については担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課でございます。

まず、先日の台風の被害の状況について一言御報告させていただきます。

台風6号は、18日から19日にかけて日向灘を北上いたしました。本県におきましても、県並びに各市町村とも所要の体制をとりまして、被害の状況につきましては、屋根の修理中に転落した重体の方が1人おられますが、そのほか、家屋の一部損壊が2件ほどの報告を受けておりました。現在のところ、以上の状態で推移しております。今後も、台風シーズンが参りますので、所要の体制をとっていききたいというふうに考えております。

それでは、今回の東日本大震災に係ります本県への避難者の状況について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、避難者数の推移でございますが、この数字は、表の下の米印にも書いておりますように、総務省が全国の都道府県及び市町村と連携して構築しております避難者情報システムに県内で登録されている避難者の数であります。ちなみに、このシステムは避難者の自己申告によるものでありますことから、地震、津波の被災地や福島原発事故で避難区域として設定されて

いる地域以外の地域から、例えば原発事故に伴う放射能被害を懸念して避難してこられている方なども含まれております。

これによりますと、直近の7月14日の時点で、岩手県からの避難者が4名、宮城県が39名、福島県が85名、その他が20名、合計で148名となっております。これまでの推移を見てみますと、5月14日現在で合計86名であったものが6月14日では128名、直近が148名と、この3カ月では増加しております。しかしながら、合計で150名程度とさほど大きな数ではないことや、比較できる期間が3カ月程度でありますことから、今後さらに増加していくのかどうかにつきましては、判断が難しいと考えております。

なお、福島原発事故の長期化が今後どのように影響するかということにつきましても、引き続き留意が必要ではないかと考えております。

次に、2の避難者に対する主な支援の状況でございます。

まずは、①の公営住宅での受け入れであります。今回の地震、津波等による被災者が、県営住宅あるいは市町村営の住宅に入居される場合は、住宅の使用料、駐車場使用料を免除しております。また、公営住宅に入居できない被災者あるいは既に民間賃貸住宅に入居されている被災者につきましては、岩手、宮城、福島の3県との協議によりまして、本県が民間住宅を借り上げて被災者へ無償で提供する措置も講じているところであります。

次に、②の生活必需品の提供・身の回りの相談などではありますが、生活必需品につきましては、県民の皆さんや県内企業など——これは県職員も含みますが——から提供いただきました当座の食料や日用品といったものを、可能な範囲で提供してまいりましたし、日本赤十字社が、

岩手、宮城、福島の3県から県外へ避難した方にも、家電品をセットで提供する支援を講じておりますので、その案内や事務手続などの支援を行っているところであります。さらに、公営住宅の団地自治会の協力もいただきまして、避難者への声かけ、見守りなども行っております。

次に、③情報提供であります。避難元の県や関係省庁から、避難者に対して、各種支援制度などに関する情報を提供してほしいとの依頼がございますし、また、本県としましても、避難者の方々にお知らせすべき事柄がありますので、このようなものを取りまとめて定期的に直接郵送しているところであります。

最後に、④、県としての雇用・研修受け入れ、中山間地域での雇用支援であります。県立農業大学校や高等水産研修所での非常勤職員としての雇用または研修の受け入れ、あるいは中山間地域で被災失業者を雇用する企業などを支援することによる受け入れ促進など、さきの6月議会で補正予算を承認いただきました事業にも取り組んでいるところであります。

今後とも、今回の大震災の復興・復旧の状況、それに伴う県内への避難の状況や避難者の置かれている状況などを踏まえつつ、県としても必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、つけ加えでございますが、資料はございませんが、1点御報告を申し上げたいと思います。これまでに委員会で御説明していただきました県の防災会議に設置されております*地域専門部会の第1回目の会議を、来週の月曜日25日に開催することになりました。部会の委員の皆様方は国内でも数少ない専門家の先生でありますことから、日程調整に手間取り、公表が遅くなりましたが、御報告を申し上げたいと思って

おります。

私からの報告は以上でございます。

○福田中山間・地域政策課長 それでは、委員会資料の2ページをお願いいたします。東日本大震災被災者受入応援事業に係る委託先の募集について御説明いたします。

1の募集期間は、第1回の募集期間としまして、7月8日から22日までの2週間としております。

2の応募要件は、①として、事業所が県内の中山間地域にあること。②として、先般の常任委員会での委員からの指摘も踏まえまして、雇用に加え、住まいや心のケアなども含めた総合的な受け入れ態勢があること。③として、緊急雇用創出事業臨時特例基金の各種要件を満たしていることとしております。

3の委託内容は、被災失業者を雇用し、生活の再建を図ることとしております。

4の委託費の内容としましては、賃金、諸手当等の人件費としており、1人当たりの上限額を月20万円としております。

5の今後の予定としましては、22日に第1回の募集締め切りを行った後、審査、委託事業者の決定等を行いたいと考えております。

私からは以上でございます。

○大脇生活・協働・男女参画課長 委員会資料の5ページをごらんください。みやぎ感謝プロジェクトの一環としまして福島県いわき市に派遣してございました、みやぎ県民復興協力隊につきまして、7月9日をもちまして活動を終えましたので、その実績を御報告いたします。

1の派遣期間につきましては、1クール6日間で第5班まで派遣を行いました。月曜日と土曜日は移動日ですので、実質の活動は各班4日

※次ページに訂正発言あり

間でございました。2の派遣人員は、各班20名の計100名、1班から3班までは経済団体協議会を通じて募集し、4班と5班につきましては、一般県民から募集をいたしました。参加者を男女別で見ますと、下の表のとおり、一般県民から募集しました4班、5班につきましては、女性の方にも参加していただきましたので、全体では男性94名、女性6名となりました。また、年代別に見ますと、20歳代を中心に50歳代までの方に参加していただいております。

3の活動場所は、福島県いわき市の海岸部でありました。参考として米印にいわき市の被害状況を挙げておりますが、死者308名、行方不明者42名、住宅被害が3万9,292棟でありまして、中でも海岸部につきましては津波被害が激しく、右の上の写真でございますが、人口800人のうち22.5%の180人が亡くなり、また、家屋200戸のうち全壊189戸という壊滅的な被害を受けた地区もありました。

次に、4の活動内容としましては、被災家屋内外の片づけ、がれきの撤去、ごみの選別・搬送、側溝の清掃、かまぼこ工場内の清掃など、さまざまな作業に従事していただいております。

下の米印のところにありますように、梅雨の時期で天候を大変心配しておったんですが、小雨による一時待機や作業中断はありましたけれども、5班ともおおむね予定どおりの活動を行うことができました。派遣先のいわき市社会福祉協議会からは、ボランティアの数が少ない平日に計100名、延べにしますと400人になりますので、そういった活動をいただいたということにつきまして感謝の言葉をいただいております。また、参加者全員無事に活動を終えまして、参加者からは、今回の体験を地元で伝えたい、また、この活動を宮崎のために生かしたいなど、

前向きな感想をいただくこともできました。以上でございます。

○金井危機管理課長 1点訂正をお願いいたします。先ほどの御報告の中で、地域専門部会という表現を使ってしまいましたけれども、これは県の防災計画に基づきます地震専門部会でございます。11人の専門委員の方に検討いただくものでございますので、訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様の質疑はございませんか。

○星原委員 まず、1ページの本県への避難者数の推移なんですが、7月14日時点で148名というふうになっております。これは小学生、中学生も入っているのか。家族の場合だとそういう子供さんたちも含まれているとは思いますが、子供の数はわかるんですか。

○金井危機管理課長 私たちが調査しましたものは6月21日現在のものでございますけれども、これによりますと、総勢135という数字の分母に対しまして、10歳未満が40名、29%含まれております。10代が18名、13%、20代が11%と、20代までで約50%含まれておるような状態でございます。50代以上につきましては15.5%と、若い方が中心といったような状態でございます。以上でございます。

○星原委員 公営住宅に入居できない場合、民間住宅ということになっているんですが、民間の住宅を提供している人たちは何人かいらっしゃるんですか。

○甲斐危機管理局長 被災者につきましては、被災証明書、罹災証明書に基づきまして県営住宅等には無料で入れるんですけれども、中にはペットを持ってこられたり、そういうことで入られない方——今のところいないと聞いていま

すけれども、もしそういう方がおられたときには、こういった形で対処したいということでございます。

○金井危機管理課長 現在のところ、統計的には把握されていないところで、申し込みがないというのが現実ということで伺っております。先ほど局長から言っていただきましたとおり、いろいろな理由のある方がおられまして、そういうことも前提に進めさせていただいておりますので、受け入れ準備については整っておるといふふうに考えております。

○星原委員 ③で、定期的に直接避難者へいろんな情報の提供とあるんですが、行政側から一方的にやる場合には、相手方にうまく意思が伝わらなかつたりする場合もあるんですが、県から市町村に行って、市町村の担当者が直接会って話すとか、心配事や相談事の相談までは乗っているというふうに理解していいんですか。

○金井危機管理課長 先日までは各担当でばらばらに郵送しておったものですから、窓口がかなりふえておったんですけれども、これを一本化したしまして、危機管理局のほうで受け取りまして一括して郵送させていただいております。ですから、窓口もワンストップ的に考えて、うちのほうから照会いたしますし、ほかの相談があれば、対応して各相談先を指定させていただいているのが現実でございます。

○星原委員 親類とか友達とかそういう関係で来た人たちは、そういう方々にいろんな意味で相談とかあるだろうと思うんですが、そういうことなくして宮崎県に来た人の場合は、言葉から生活環境から随分違ふだろうというふうに思いますので、せつかくならそういう点に配慮してほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○宮原委員 避難者のところで、先ほど年代は聞かせてもらったんですが、どういった仕事をされていた方がこちらのほうに避難されているかという統計はとっておられるんですか。

○金井危機管理課長 年代的なものとか男女別は把握されておるんですけど、職業別というのは、県を通してということではございませんで、職業安定所等を通じまして公共的にやっているものですから、今のところ把握されていないというのが現実でございます。

○宮原委員 避難も、一時避難という感じの部分なのかなとは思いますが、完全にこちらに来られていいとかというようなこともわからないんですね。こちらに永住していいよというような状況があるのかということもわからないですね。

○金井危機管理課長 基本的には一時的な避難と考えておりました、こちらに永住ということについての調査はやっておりません。ただ、心情的に見ても、やはり地元に戻りたいというのが心情かと思っておりますし、それも踏まえました対策というのが必要かというふうに考えております。

○宮原委員 受入応援事業について、上限20万円を新規雇用者の人件費ということで委託で出しますよということです。今後の予定という形で契約まで結ぶんですけど、大体何人ぐらいを予定されているんですか。

○福田中山間・地域政策課長 今後の予定の部分で、第1回の募集をこれで終わらして、今後第2回、第3回とやっていく予定であります。予算的には10人前後雇うだけの金額を確保しております。

○鳥飼委員 1ページですけれども、津波、地震、原発で必死の思いで避難されてきている皆

さん方が148名おられると。知事もしっかり支援をしていこうということで、県内に来られた方、そしてまた、被災地に対しての支援の内容が先ほど御報告されたわけです。そこで、危機管理課が把握するのかがどこがするのかわかりませんが、148名という人たちは、市町村ごとにどこにおられるというのは把握しておられるんですね。

○金井危機管理課長 これにつきましては、避難された方の自己申告でございまして、避難した市町村に対する申告で、市町村からの報告によって統計がとられております。ちなみに、6月21日のものしか手元にないんですけれども、宮崎市が約57%、次いで多いのが日南の10%、以下、各市町に来ておる状態でございます、各市町村の状態を見まして把握されております。それと、私どもの情報連絡、先ほど言いましたとおり、各居住地に郵送させていただいておりますので、居住市町村は把握されておるのが現実でございます。

○鳥飼委員 いろんな支援策が言われていると。本人が申告しなければ把握できないという状況なんですか。ここは、何らかの手だてで把握をしていくことの必要性というのはないんでしょうか。

○金井危機管理課長 県のホームページ等においても、避難された方へという連絡はあっておるんですが、身内のところに避難されておるかとか、申告がない限りについては県で把握が困難なところもございまして、その申し出待ちといったのが現実でございます。

○鳥飼委員 そうしますと、公営住宅の支援とかやっておられるけれども、それについても、公営住宅に何名入っている、市町村営に何名入っている、民間に何名入っているというのも、一部しか把握できていないということになるんで

しょうか。

○金井危機管理課長 民間につきましては、把握していないんですが——アパートを借りているというのは聞いていないんですが、親族のところに避難しているというのが引き算になるかと思っております。公営住宅の相談が現在まで142件あっております。7月19日現在で26件86名が公営住宅に入っただいておるという現実でございます。以上です。

○鳥飼委員 わかりました。どこが把握をするのかというのは一つあるんですけども、いわば逃げてきた状態ですよ、皆さん。テレビに出られた漁業の日南の方やいろんな方がおられると思うんですけど、しっかり把握をして必要な支援というのを掘り起こしていく。具体的には市町村でやっていただくことになると思うんですけども、そういうことが必要ではないかという気がするんです。向こうからこちらに来られて、放射能からも逃げたいという人もあるし、いろんな事情で来られているわけです。そこに対して、宮崎県が支援をしますよと言っているわけですけど、その支援が避難された方に届くということが大事だと思うんです。そのことのためにはやはり把握をしていかななくてはならないと。例えば民生委員さんを通じて地域の実情を把握する。どれだけの人たちが避難してきているんだろうか。それに対して県や市町村はこういうような支援を打ちますよということを行っているけれども、本当に届いているんだろうかということがなくてはならないか。特に今回の原発震災という状況の中では大事ではないかと思しますので、危機管理課がすべきかどうなのかというのはわからないんですけども、市町村を含めた宮崎県全体としてそういうことをやって、きめ細かな支援をやっ

ていくということをぜひお願いしておきたいと思えます。いろんな支援の状況とか書いてありますから、これが具体的に支援されているんだなと思うんです。だけど、把握していなければそれがわからないわけですから、それをしていただくことが大事じゃないかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

○前屋敷委員 今のに関連してですけれども、1 ページで、今、公営住宅に入居されておられる方が26件で86名。この26件というのは26世帯というふうに考えていいんですか。

○金井危機管理課長 世帯とイコールではないというふうに伺っております。家族が何世帯か一緒になって1 グループとなって来ておるといふことも伺っておりますので、世帯といふことははっきり言えないと思えます。ただ、届け出件数によりまして、26件の届け出があつて86名。26グループという形になろうかと思えますけれども、そのような把握の仕方になろうかと思っております。

○前屋敷委員 公営住宅への相談が142件あつたということで、実際26件で86名の方が入居ということなんですけど、そのほかの方々については、先ほど言われた親戚の方を頼るとか、民間は把握されておられないと言われたんですけど、民間の住宅などへ入居されておられることも想定されるわけですね。民間となると、公的に借り上げて無償で提供されるということなんですけど、そういうところまでの説明とかそういうのが徹底されているのか。民間はわからないということだったので、実際そういう手続をして入っていらっしゃる方はいらっしゃらないというふうに見ていいのかわかるかですね。

○金井危機管理課長 142件の相談があつており

ますけれども、罹災証明のないところもございまして、そういったところに対する公営住宅のあつせんができない状況はあります。ですから、民間のアパート等を推薦して近所で紹介するということはあつておりますけれども、現実にそこに住まわれたかどうかというのは今のところわかっていないところもあります。罹災された証明があれば公営住宅に入つていただけますし、罹災証明があれば、民間に入りましてもその補助的なものができますので、その手続上の指導もしているところでもあります。ですから、罹災証明があるなしで考えております。

それと、142件のうちには、県外からの電話により、行きたいが、どんなことがしていただけるのかという問い合わせ等も来ておりますので、実際県に来られて相談の方という数字以外に膨らんでおるといふふうに伺っております。

○前屋敷委員 今お話も出ましたけど、被災された方々ですので、やはりそこはしっかりと手厚い支援といひますか、そういうものを心がけていただきたいと思えます。

それと、支援物資の件なんですけど、被災された方々へ提供されるということですが、県民の皆さんから提供を受けた日用品ということで、かなりいろんな支援物資が届いているというふうに伺っているんですけれども、その把握だとか管理だとか被災者の方々への提供だとかいふのは、担当はどちらになるんですか。危機管理課にお伺ひしてわかるのかわかるかちょっと思っているんですけど。

○金井危機管理課長 窓口は危機管理課でも結構なんですけど、支援物資につきましては、福祉保健部のほうで一括して担当しております。仕分けの仕方につきましても、本当に必要なもの、使えるものがあるか——すべて使えるかと

いったら、ちょっとないものですから、一応ある程度ストックした上で、必要なもの、ニーズに応じて対応しておるのが実情でございます。あと、日本赤十字が家電6品目の製品等の対応もしておりますけれども、今のところ、これについてはない状態でございます。ただ、準備はできておりますので、申し入れがあれば対応していきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 支援物資に関連してのことなんですけど、福祉保健部が窓口ということなので、そちらでお考えがあるのかもわかりませんが、基本的な考えとして、どういったものが県民の皆さんから寄せられていて、その管理はどこでされておられるのか。それと直接お伺いしたいのは、千葉のほうから避難してこられた方がいらっしゃるって、支援物資の件で現地だとか東北の方などと連絡もとられる方なんですけど、被災現地では支援物資が、種類もそれぞれなんだろうけど、不足しているのがたくさんあって、そういうものが県にストックされているという状況なんです。運搬ルートの問題とかいろいろあって、県から現地に送り出すことが難しいんだという話を聞かれたそうなんです。ですから、今ある支援物資を有効に活用する点では、もちろん宮崎に避難してこられた方々に優先的にそういう物資は届けることが基本なんだろうけど、しかし、今あるものについて、宮崎で使われないものなどについては、被災地等とのいろんなコミュニケーションで把握して、有効に活用できる手だてをとることも必要じゃないかというふうに思っているんです。基本的な考えとして、そういう手だてを考えておられるのかどうかというあたりをお伺いしたいんです。

○金井危機管理課長 御指摘のとおり、被災者の支援というのは最重点に行われるべきものだ

というふうに伺っております。現在、県民等からいただきましたものにつきましては、把握できている範囲で、10人程度に配付させていただいております。中身につきましては、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ストーブ、食器類、衣類、米、飲料水などを提供しているものでございます。ただ、量的に豊富にあるかといいますと、これもすべて県民、各企業等からの支援がもとになっているものですから、量的には余りないというのが現実でございます。

ただ、被災県等に送るものとなってくると、ニーズもかなり変わってきておりますし、最近では、野菜、ジャガイモ類とか食料品の要望があってお送りしているところもございまして、ニーズに応じた対応が必要ということで検討しておるところであります。ただ、すべてこたえきれないかというところもございまして、特に食料品であれば、こちらから送るよりも、現場で調達するのが一番新鮮で確実なものというふうに伺っておりますので、向こうで調整していただくのも一つの手段かなというふうに考えております。以上です。

○前屋敷委員 一つ申し上げたいのは、県民のそういう心をすべて有効に活用するといいますか、届けるという意味では、県としてのいろいろな努力、工夫も必要かなというふうに思いますので、ぜひその点の御努力をお願いしたいと思います。

○鳥飼委員 公営住宅での入居受け入れの手続きですね、具体的には、避難してきた人たちはどういふものを書類として準備していくということになるのでしょうか。

○金井危機管理課長 私どもは住宅の手続きは把握していないんですけれども、建築住宅課のほうで窓口になっておりますので、こちらで御相

談していただいて手続を進めさせていただいて
いるところでございます。まず、罹災証明が必要
であると考えております。ただ、後の手続につ
きましては簡略化しておるといのが現実で
ございます。最初のころは罹災証明も無理だ
ったということも伺っておりまして、住んで
いた住所を地図上で示していただいて、その
段階で罹災証明にするとか手続の省略化を
図っておるところであります。

○鳥飼委員 具体的には建築住宅課という
ことですが、罹災証明は市町村長が原則発
行するんですよね。役場機能、市役所機能
が損傷している場合は、その代替をしてい
くということで弾力的にやっておられると
いうことですが、それ以外で、原発の放射
能を恐れて避難している人も結構いるわけ
です。罹災証明を持っている方、持ってお
られない方がいると思うんですけれども、
持っておられない方に対する対応というの
はどんなふうになっているんでしょうか。

○金井危機管理課長 原発におきましても、
避難対象地域というのがございまして、そ
れに伴うところの罹災証明的なものは発行
可能かと思っております。ただ、避難対象
地域以外、例えば千葉、東京からの相談も
ございまして、そういったところについま
しては罹災証明はとれませんので、民間
のアパート等を紹介するといった程度で
対応しておるところでございます。

○鳥飼委員 避難地域、準備区域とかいろ
いろありますね。段階がある。それ以外
のところもかなりの放射能が出ているとい
うか、きのうの政府の発表では20万分の
1になっていると。12日、13日の状況
というのは、第一原発3号機は核爆発が
起こったんじゃないかと言う人もいます
んです。水素爆発と言われてはいますけれ
ども。

ですから、物すごい放射能といいますか、
噴出していると。今、セシウムの稲わら
の問題が、そういう地域に指定されてい
ないところで生産している稲わらを使っ
て、テラベクレルとか何とかベクレルと
いうことで大変な状況になっているわけ
です。政府がしっかりとスピーディに国民
に注意喚起をしなかったこと自体からさ
かのぼっていくわけですが、そういう状
況ですから、今、課長が言われた避難準
備区域とかそういう範囲を超えてかなり
の量の放射能が今でも出ていると。そう
いうところから避難できる人、避難でき
ない人がいるわけですが、そういう人た
ちに対しては、避難をしてくても、今の
ところは何の支援もしていないというこ
となんですか。それについてはどうなん
でしょうか。

○金井危機管理課長 コンパスで線を引
くようにここから300メートル以外はだ
めですよとか、そういう基準的なものにつ
きましてはなかなか判断が難しいかと思
っております。例えば20キロにしても
範囲にかかるところ、かからないところ
が出てこようかと思えますし、そのよう
な対応でございますけれども、罹災証明
がないとなかなか難しいことございま
す。ただ、それは全くだめだということ
ではなくて、相談によりまして、各県に
照会したり、相手の相談には真摯に応
じるように対応しておるといふように
伺っております。

○鳥飼委員 そういう基準は決められて
いる被災証明、罹災証明のようではな
いけれども、しかし、それでは極めて不
十分なのが原発震災の結果だと思っ
ているんです。僕らのような年になっ
たら、40歳以上になったら、汚染さ
れたものを食べてもそんなに影響はな
いと言われてはいますけれども、乳児
とか小学生とか、40歳未満、活発

に活動している人たち、細胞分裂といいますか、
どんどん成長している人たちにとっては物すごく
影響が大きいと。DNAが破断をされてという
ことで。僕らのような年でもがんについての
危険性が高まっているというのはもちろんある
んですけれども、成長途上にある子供、妊婦と
か、そういう人たちにとっては物すごく考えら
れないことが起こる可能性があるわけです。直
ちに影響がある人たちは、JCOでわかりまし
たように40日後に死んでいるんです。元気にび
んびんしておった人が40日で亡くなるという
ような状況ですから、直ちに影響がないという
のは、その後影響があるということで避難をし
てくるわけですから、何らかの手だてというの
は配慮してしかるべきではないかなと思ってい
るんです。原発に対する認識が宮崎県としても問
われてきているんじゃないかというふうに思
います。できたら、可能な限りそういう支援を
していっていただきたいと思しますので、十分
な議論、検討をお願いしたいと思います。

○甲斐危機管理局長 私どもの被災に対する支
援は、被災地に対する支援というのが一つの
大きな柱ですけど、宮崎に避難された方を
支援するということがもう一つの大きな
柱でございます。ただ、制度的には確かに
そういった罹災証明書、具体的には、
現地の津波・地震で家が全壊された方、
原発の30キロ以内に住んでいる方、
そういった方は向こうできちんとした
罹災証明書が出る。そういったもの
を持ってこられる方は県営住宅に
入れるとかあるわけです。しかし、
それ以外で宮崎に自主的に避難され
た方もおられまして、そんな方も
私どもとしては救済の対象にする。
県民の方からいただいた品物で必
要なものは持っていただいておりますし、
情報も提供しておる。限られたもので
ありますけれど

も、できることがありましたら、そんな
方たちも支援するということの方針と
して対応していきたいと思っております。

○星原委員 1ページの④の雇用支援
なんですけど、我々の地元において、
今、かなり景気が悪くて仕事がなく
て、何かどこかにという話もある
わけです。実際の流れの中で、企業
等の支援ということなんですけど、
2ページの受け入れのほうで上限
20万、こういう形があるから、
企業のほうでもこういう形であれば
受け入れようという企業になっ
ているのか。そういう企業なんか
の把握というのは、企業側から、
うちではこういうことで何名引き
受けていいですよ、そういうよう
なことの募集というか、そういう
ことはやられていて、そういった
内容を被災された方々に、こう
いったところだったらありますよ
というような提供の仕方をされて
いるんですか。どういうふうな形
になっているんですか。

○福田中山間・地域政策課長 この事業
のPRの仕方ですけども、事業者
に対して、まずこの事業を使っ
ていただくことをPRしてござい
まして、あわせて、被災者、避
難者の方にも周知広報を今いた
しておるところでございます。地
元でもともと仕事が少ない中で、
この事業のニーズがあるかどう
かということかと思うんですが、
この事業ですと、20万円まで
県のほうから委託という形で丸
々金額が出ますので、そういう
意味では非常に使い勝手のよい
制度であるのかなというふう
に思っております。今、募集期
間中ではございますが、既に何
件か問い合わせが入ってきて
おりますので、そういう意味で
はニーズが一定程度あるのかな
と感じております。

○星原委員 この20万円の受け
入れの事業というのがいつまで
続けられるのかにもよるだろう
と一つは思いますし、被災され
た方々を宮崎県

で受け入れようとするのであれば、こういう仕事の中身でこういうことだったら、これぐらいの数の人たちを宮崎県内の企業が受け入れられますよと。そういった発信も一方でやっていかないと、来られてから何か探して、研修とかいろいろ書いてあるんですが、そういうのを受けながらの研修の中でなのか。多分生活に困っていらっしゃる方々がいて、どこかに移住したいとか移っていきたいという気持ちの方々に対しては、県内でこういう職種のこういう仕事の中身の内容のことで、こういう企業でこれぐらいの感じで受け入れができて、将来的にも、1人当たり上限20万がいつまで続くかわかりませんが、それを過ぎた後でもちゃんと正規雇用として使えるような形でない——半年とか1年支給される間はいいんですけど、その後がまたとなると、また仕事を探さなくちゃいけないというものが出てくると思うんです。だから、家族がいたりすればそういう不安な面もあるでしょうから、先々に向けてもちゃんとした仕事で紹介できるような企業、その企業に対してもそういう説明をぴしっとして、ちゃんとした受け入れ体制ができるような感じに最終的には持っていくべきじゃないかというふうに思うんですが、そういう話し合いとか、あるいはそういうことで企業等との連携のとり方なんかをされているものなんですか。

○福田中山間・地域政策課長 まず、被災者と企業とのマッチングにつきましては、我々、周知広報するとともに、ハローワークのほうにもお願いしましてマッチングについて支援をいただいているところでございます。

継続雇用についてですが、被災者の方は、一たん避難されてまた帰られるという方、避難されてずっとこちらに住みたいという方、ニーズ

はさまざまだと思っております。この事業はことし1年が原則なんですけれども、更新もできるようにしておりますので、そういう意味では、ことしやって、引き続き来年も働きたいという方がいらっしゃるようでしたら、来年度も引き続き雇用できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○星原委員 精神的な面でも、金銭的な面でも、被災された皆さん方は苦勞されていると思うんです。せっかく宮崎に来られて、半年とか1年で帰られる人もおるでしょうし、よければ住んでもいいという方も出てくるだろうと思うんです。そういう方々のために宮崎県として、宮崎県独自の何らかのフォローできる部分はフォローできるようなものまで提案・提供できるようなこと等があれば、そういうことも研究しておくべきじゃないかというふうに思います。ぜひそういうことについてもいろんな角度から応援してあげていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○福田中山間・地域政策課長 この事業だけでなく、1ページの2番のところに書いてありますような各種の支援制度と連携しながら支援を行っていきたいというふうに思っております。

○西村委員 今の関連で、私は、中山間・地域政策課長じゃなくて部長にお伺いしたいんですけども、そもそも被災者を応援するということが大前提なのに、中山間地に限定した理由は何なんですか。被災地の方が親戚を伝ってくる、知り合いを伝ってくるのは、必ずしも向こうが期待するとか希望するところじゃないと思うんです。宮崎市であったり、えびの市だったり、わからないわけですけども、その方々がたまたま行ったところによってこの支援体制があるなしというものは——被災者から見たら、使い

勝手の悪い政策をわざわざ宮崎県がつくる理由がわからないと私は思うんですが、この大きな考え方があればお願いします。

○渡邊県民政策部長 今、御質問の件は確かにそうなんですが、実はこの事業以外に、農政水産部、商工観光労働部、市町村がこの基金事業を使った事業を構築しております。したがって、我々としましては、中山間・地域政策課が、事業構築の中では中山間地域という形でつくったということです。これ以外にないということじゃないんです。詳しくは後で課長が説明しますが、各部が持っていて、我々は全体を見ているんですけど、きょうの委員会資料ではこの部分しか出ていませんので、そのあたりは御了解いただきたいと思います。

○福田中山間・地域政策課長 この事業の考え方でございますが、うちの事業につきましては、自然豊かで地域のきずなの強い中山間地において、被災者の心のケアを含めた生活再建と本県中山間地域の活性化、これを目的とするものでございます。今、部長から御説明ございましたように、農政水産部のほうで、1ページの下のほうに書いております農業大学校等における雇用、研修受け入れを行っておりまして、別途、商工観光労働部のほうでも被災者の雇用のための事業をやっております。あと、県だけではなくて、市町村のほうでも同じように、基金を活用した被災者の受け入れ支援、雇用支援を行っておりますので、県の各部の事業、市町村の事業、こういったものと連携して、トータルで受け入れ支援を行っていきたくて思っております。

○西村委員 わかりました。ほかにもいろんな事業があって、たまたまこの中山間地を担当されている課長のもとでこれをされているということなんですが、そういうものもできれば一つ

にならんのかなと、県として打ち出すのであれば。言葉は悪いですけど、宮崎県として中山間地を盛り上げていかにやいかんという思いはわかります。それにちょっと利用するという言い方は悪いんですけど、そのようにも私は感じてしまうんです。先ほど言った商工、農政、各市町村自治体、それと連携したものを一つにしてどんと出す方向のほうがいいのかと私は思ったものですから、質問させていただきました。ありがとうございます。

○右松副委員長 現段階で何人ぐらい——もちろんマッチングとかで企業からの要請もあるんでしょうけど、これを希望されている人は何人ぐらい今出てきているんでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 現在、募集期間中ですので、まだ確たる数字があるわけではございませんが、既に都城とか串間、綾町、こういったところから問い合わせが来ておるところでございます。

○右松副委員長 中山間地域への被災者の受け入れを応援するという立場からいろいろと質問させていただきたいんですけども、月額20万ですが、これは丸々というふうに言われましたが、どれぐらいの金額を出すかという基準みたいなものは設けておられるんでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 20万円までを県の委託事業としてやるということになりますので、30万払いたいということであれば、20万を県の委託でやって残り10万を企業の手出しでやるということも可能になっております。なぜ20万円としたかということですが、ハローワーク宮崎の中途採用者の賃金、社会保険料の合計を平均しますと20万円程度となりますので、こういったことを勘案しまして上限20万円という設定をさせていただいております。

○右松副委員長 先ほど星原委員のほうから期間のことも言われましたけれども、これは事業費が1,800万ですね。20万で換算して半年で120万と。ということは15名分の事業費しか——しかというのが適切かどうかわかりませんが、その辺の事業費とこの20万の支出のバランスに関してはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 事業費の積算でございますが、我々の計算としましては、月当たり1人20万円掛ける9カ月掛ける10人、これで1,800万円ということで予算を組ませていただいております。

○右松副委員長 受け入れを中山間でやっていくということで、強いミッションを帯びた中身ですけど、10名以上にふえてきた場合の対応はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 10名以上にふえてきた場合、予算の範囲内で執行できるようになっておりますので、9カ月という数字を例えば半年にして15名雇うですとか、そういう柔軟な対応をしてみたいと考えております。

○右松副委員長 ちょっと質問を変えますけど、今、7月14日時点で148名。細かいところまでは出ないかもしれませんが、世帯数と働いている人は何人ぐらいこの中でおられるのでしょうか。

○金井危機管理課長 私のほうから世帯数だけ御報告させていただきます。148に対しまして、先ほど言いましたように完全な世帯数ではございませんけれども、56世帯という計上の仕方をさせていただいております。148のうち56世帯という計上の仕方でございます。以上でございます。

○福田中山間・地域政策課長 労働者数については把握しておりませんが、御参考までに男女

の数を申し上げますと、女性が82名、男性が53名となっております。

○右松副委員長 それから、中山間地域に住んでいらっしゃる方とそれ以外の方の割合を教えてくださいませんか。

○福田中山間・地域政策課長 6月21日現在の135人の中で、中山間地域にいらっしゃる方が44人、率にして32.6%いらっしゃいます。

○右松副委員長 もう1点質問なんですけど、先ほど来いろいろと話が出ていますが、公営住宅は使用料の免除措置、それから、民間賃貸の場合は県が借り上げて無償で提供すると。これは災害救助法による措置というふうに出ております。災害救助法で都道府県が負担すると。県の財政力によっては国が負担するという形で出ておるんですが、こちらの事業に関する県の負担率、これは全額県が負担していくのか。どのように措置していくのでしょうか。

○金井危機管理課長 負担率という線引きは私たちが把握していませんけれども、必要な経費等につきましては県で代替をいたします。被災県に求償するわけですけれども、その県としましては、今度は国に全額求めていくことになっておると伺っております。

○右松副委員長 支出した分は全額国のほうから戻るといことでよろしいでしょうか。わかりました。ありがとうございました。

○山下委員長 なければこれで終わりたいと思います。以上をもって東日本大震災関係については終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

引き続き報告事項の説明を求めます。

○茂総合政策課長 委員会資料の6ページをお願いいたします。

自然エネルギー協議会の設立について御報告をいたします。

1の設立にありますとおり、ちょうど1週間前になりますけれども、7月13日、秋田市におきまして設立総会が開催され、協議会が設立されたところであります。この協議会につきましては、行政と企業が集まりまして、自然エネルギーの普及・拡大について協議をする場として設立されたものであります。本県は、ソーラーフロンティア構想を掲げ、メガソーラーあるいは住宅用システムの普及等に取り組んでおりまして、他の自治体や企業と意見交換あるいは情報交換ができる場にもなりますことから、この協議会に参加したところでございます。

次に、2の参加自治体でございますけれども、本県を含めまして35の道府県となっております。

それから、3、会議の結果概要についてであります。まず、(1)にありますとおり、役員及び規約が決定されました。各ブロックからの推薦を受けまして、会長には岡山県知事、副会長には神奈川県知事と徳島県知事がそれぞれ就任をされました。また、事務局長はソフトバンクの孫社長に決まりました。

次に、(2)秋田宣言でございます。具体的には7ページに書いてございますけれども、この宣言につきましては、自然エネルギーの普及・拡大に向けたものでありまして、行動宣言と政策提言で構成されております。内容の詳細につきましては7ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、(3)今後の活動予定でございます。

今回採択されました秋田宣言につきまして、会長及び事務局長が総理大臣及び経済産業大臣に提出する予定であります。なお、今回の開催につきましては、現在国会において審議中でありまして再生可能エネルギー法案の行方を見きわめまして第2回を開催する予定ということでございます。

それから、資料にはございませんけれども、ソフトバンク社におきましては、現在、20メガワット級のメガソーラーを全国に10カ所程度設置するという構想を持っております。この太陽光発電につきましては、非常に広大な面積が必要であること、あるいは発電の単価が高いこと、あるいは電力の安定性といった面で解決すべき課題も多々ございますので、まずはこれらの課題を解決していくことが大事であると考えておりまして、ソフトバンク社の構想につきましては、これらの課題を解決していくためのリーディングプロジェクトになるというふうに考えております。

なお、ソフトバンク社におきましては、北海道の帯広市に太陽光発電の実験プラントを年内にも着工いたしまして実証実験を進めると。そして、そのデータについては各自治体に提供するというようなこととございます。本県におきましては、規模は20分の1程度と小さいんですけども、都農町等におきますメガソーラーの発電事業が既にスタートしております。本県におきまして、お話がありますように、20メガワット級のメガソーラーの立地に取り組むかどうかにつきましては、50ヘクタール程度の非常に大きな面積が必要でありますので、この面積が確保できるかといったこと、あるいは新エネルギーにつきましてはの全量買取制度がどうなっていくかといった不確定な要素が多いことから、現在

その可能性について検討しているところでございます。

報告は以上でございます。

○福田中山間・地域政策課長 委員会資料の8ページをお願いします。宮崎県中山間地域振興計画の素案について御説明いたします。

8ページには概要を記載しておりますが、少し詳しく御説明いたしますので、別冊の宮崎県中山間地域振興計画の素案本体をお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、まず目次ですが、この計画は、大きく3つの部分から構成されております。第1章の「計画策定に当たって」では、この計画の位置づけについて、第2章の「中山間地域の現状」では、現状に簡単に触れておりまして、第3章の「計画編」がこの計画の本編になっております。

ページをおめくりいただきまして、1ページは、第1章、計画策定に当たってでございます。

1の計画策定の趣旨では、中山間地域は、水源の涵養など公益的機能を有しながらも、人口減少や農林業の低迷等によってその機能が低下しており、計画の策定によって総合的に振興施策を実施する必要があるとしております。

2の計画の性格と役割では、この計画が条例に基づいて制定されるものであることについて触れております。

3の計画期間は、総合計画アクションプランとあわせて4年間としております。

4の計画の対象地域は、条例上の中山間地域ということで、2ページの地図のとおりになっております。

5の計画の進行管理では、主な施策実績の議会への報告について記載しております。

ページをさらにおめくりいただきまして、3

ページですが、第2章、中山間地域の現状について。現状については第3章の計画編でも触れておりますので、ここではごく簡単に触れております。中山間地域の人口は、本県全体の約4割を占めておりまして、面積にして約9割を占めております。集落の関係では、1,873集落のうち、冠婚葬祭、清掃活動等の集落機能が低下または維持困難となっている集落が約14%、今後の人口減少が予想される集落が約8割となっております。日常生活の関係では、医師の偏在、商店の閉鎖、バス路線の廃止等の問題が生じております。産業の関係では、耕作放棄地の増加、林業の採算性低下、鳥獣被害の増加、担い手の不足といった状況がございます。

ページをさらにおめくりいただきまして、5ページ目からは第3章、計画編でございます。

第1節、計画の目標（目指すべき姿）では、「持続可能な中山間地域づくり」を目標としまして、中山間地域の公益的機能を維持することによって、都市部との共生、互惠を実現するとともに、人口減少、高齢化社会に対応した地域として全国的なモデルとなることを掲げております。

第2節の施策体系では、中山間地域が県土の約9割、人口の約4割を占めることを踏まえまして、基本的には総合計画に基づいた各種施策展開を前提としつつも、この計画では、中山間地域における重要かつ特徴的な課題への対応を図ることとしておりまして、集落の活性化、日常生活の維持・充実及び産業の振興、この3つを基本的な施策の展開方向としてございます。

ページをおめくりいただきまして、7ページからは、第3節、施策の展開方向としまして、分野ごとの若干具体的な内容を記載しております。

1、集落の活性化の(1)内発的な活力の向上としましては、集落点検の実施やいきいき集落の認定について、(2)都市からの支援と交流としましては、中山間盛り上げ隊の派遣や体験・交流イベントの実施、定住自立圏構想の促進、移住の促進等について。(3)次世代の育成としましては、ふるさと学習、地区生徒寮の充実、子育て応援県民運動等について。

ページをおめくりいただきまして、9ページには、(4)地域文化の保存・継承と活用として、文化財の保護・継承等について記載しております。なお、下のほうの主な目標指標としましては、集落点検実施市町村数、いきいき集落認定数等を掲げております。

10ページの2、日常生活の維持・充実の(1)医療の確保及び高齢者保健福祉の充実としましては、自治医大卒医師の配置、僻地診療所の整備、巡回診療、医師の養成・確保、ドクターヘリの導入等について。

(2)生活必需品等の円滑な調達としましては、宅配サービスや移動販売等の買い物弱者対策について。

ページをおめくりいただきまして、11ページには、(3)生活交通の確保として、コミュニティバスの運行、離島航路の維持、生活道路の整備等について。

(4)水道の整備及び水環境の保全としましては、簡易水道や下水道処理施設の整備について。

(5)情報通信網の整備としましては、携帯電話サービス未提供地域の解消やブロードバンドの活用について。

(6)安全で安心な暮らしの確保としては、洪水、地震、津波、火山等の自然災害対策、自主防災組織の育成、集落の再編整備等について

記載しております。

なお、ページをおめくりいただきまして、13ページには主な目標指標として、常勤医師数、社会福祉協議会数、自主防災組織の組織率等を掲げております。

14ページの3、産業の振興の(1)農業の振興としましては、収益性の高いラナンキュラス等の生産、集落営農組織の育成、認定農業者や農業法人等の担い手の育成・確保、農家民宿や農家レストラン等の取り組みについて。

(2)林業の振興としましては、人工林資源の循環活用システム、ページをおめくりいただきまして、15ページには、オフセットクレジット制度、バイオマス資源の活用、特用林産物の生産振興による所得の向上、緑の少年団による意識啓発等について。

(3)水産業の振興としましては、適切な水産資源の管理、漁獲物の高付加価値化、漁港の整備、津波対策等について。

(4)新たな産業の創出等としては、農商工連携、6次産業化、新エネルギー、ソーシャルビジネス、企業立地、観光、建設産業等について。

ページをおめくりいただきまして、17ページには、(5)鳥獣被害対策として、鳥獣被害対策緊急プロジェクト、鳥獣被害対策マイスター、狩猟者の確保等について記載しております。

なお、主な目標指標としましては、集落営農組織数、林業就業者数、農商工連携・6次産業化の事例数等を掲げてございます。

ページをおめくりいただきまして、最後の19ページですが、第4節、計画の推進としまして、県、市町村、住民等の連携・協働、県における推進体制について記載しておりまして、県における推進体制としては、知事を本部長とする推

進本部に加えて、支庁、振興局単位の中山間地域振興協議会の設置、調査・研究の充実を掲げております。

以上、簡単ではございますが、中山間地域振興計画の素案について御説明させていただきました。

次に、委員会資料の9ページにお戻りいただきまして、計画策定のスケジュールでございます。これまで、市町村からの現状の聞き取り、常任委員会における骨子案の報告、市町村との意見交換会等を行ってございます。今後は、この常任委員会で素案についてお諮りした後、パブリックコメント、市町村への意見照会、地域づくり団体等との意見交換会等を行いまして、さまざまな調整や修正を行った上で9月議会に提出させていただきたいというふうに考えております。

若干長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○長倉情報政策課長 私からは、地上デジタル放送についてであります。移行が間近になってきたところですので、県内の状況等について報告いたします。

委員会資料の10ページをごらんください。

まず、1の地デジ移行日についてであります。御案内のとおり、平成23年7月24日、今度の日曜日ですけれども、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行します。

次に、2の県内の難視世帯等の状況についてであります。デジサポ——これは国から委託を受けて地デジへの移行業務を行っている機関ですが——それによりますと、平成23年7月1日現在での難視世帯は633世帯となっております。なお、ここで言う難視世帯とは、そのすべてがデジタル放送を受信できないというもので

はございませんで、その可能性のある世帯数となっております。この難視の原因は、米印にありますように、デジタル放送混信によるものでありまして、高性能アンテナの設置により難視を解消できますが、これらの地域に対しては、説明会の開催、戸別訪問、チラシ配布等の周知を徹底しているところであり、難視が確認されれば、移行日までに視聴できるようになると伺っております。

なお、デジタル放送混信世帯とは、ページ下の注1をごらんいただきたいと存じますが、他県からのデジタル放送と混信するため、良好な視聴ができない世帯でありまして、県内では日向市、小林市、児湯郡の一部の地域に存在しております。

また上に戻っていただいて、(2)の地デジ難視対策衛星放送対象世帯についてですが、同じく平成23年7月1日現在で416世帯となっております。この世帯は、恐縮ですが、再び資料の下の注2をごらんいただきたいと存じますが、地デジ移行までに難視対策が間に合わない、または現時点で有効な対策がないといった場合に、暫定的に衛星放送で地デジ放送を視聴する世帯のことであります。なお、このうち有効な対策がない世帯については、暫定措置の終了する平成27年3月までに国において恒久対策が検討されることになっております。

また、参考までに、地デジ対応受信機の世帯普及率を記載しておりますが、デジタルテレビ等の普及率は、昨年12月現在で本県は96.9%で全国第6位となっております。

次に、3、移行後に判明した難視世帯等への対応についてであります。地デジ移行後にテレビが視聴できないことが判明する方がいることも予想されますので、移行後に、移行前と同様

の相談体制や支援体制を一定期間継続することとなっております。

説明は以上です。

○山下委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆さん方の質疑をお受けいたします。

○鳥飼委員 自然エネルギー協議会のことについてお尋ねしたいと思うんですけど、35道府県参加ということで7月13日に、これは全国知事会とあわせて開かれたんですね。この中で不参加県も12都県挙がっておりまして、先日テレビか新聞で、岐阜県が、自然エネルギーの持つ不安定さについて他県にも知ってもらいたいということを出していたようなんですけれども、できるだけしないようにするためのようには見えません。そういうところはいいとして、宮崎県は、ソーラーフロンティア構想ということで今まで積極的に取り組んでこられたんですけども、35の参加自治体の中で特徴的な取り組みをもし把握しておられれば、御報告をいただきたいと思います。

○茂総合政策課長 特徴的な取り組みということでございますけれども、例えば北海道は、先ほど私、申し上げましたけれども、帯広でソフトバンク社と連携して実証実験をやりたいということもございますし、苫小牧に広大な工業団地がありますけれども、そのあたりも何か活用できないかということで検討されているというふうに伺っております。埼玉県でも、一定の土地を確保しようということで努力されているということは伺っております。先ほど岐阜県のお話もございましたけれども、私どもこの自然エネルギー協議会の中に入ることによって、いろんな課題を含めて議論、検討していく必要があるというふうに考えておりまして、今回参加をさせていただいたということでございます。以

上でございます。

○鳥飼委員 北海道は泊原発があるんですよね。横路さんが知事時代にゴーサインを出したというふうに聞いておりますけれども、いずれにしても将来的に原発がどうなるかは別にして、原発そのものは減っていきたくらいと思います。自然エネルギー、再生エネルギーの占める割合は必然的に上がってこざるを得ないだろうと思いますから、そういう意味で先見性があるって、部長が次長の時代のころから一生懸命やってこられたらというふうに思います。

そこで、自然エネルギーの中で、今言われたように、メガワット級のということで農地の問題が出ていますよね、空き農地の件とか。農業は大切ですから、それは困るよという人もおられるわけで、その辺の議論も今後十分していかななくてはならないと思いますけど、農地に関して今出ている意見がありましたら御紹介をお願いしたいと思います。

○茂総合政策課長 今よく言われておりますのが、休耕田といいますか、遊休農地を使ってできないかという議論をされておりますけれども、耕作放棄地というのは条件が不利な中山間地域に多いということでもあります。一方で、広大な面積は優良農地になっているケースが多いと思いますので、実際活用していけるのかどうか、それあたりは農業政策との絡みが非常に大事になってくるのではないかとこのように考えております。現在、市町村にもこのあたりで適地があるかどうかという調査をかけておりますけれども、現在のところ、具体的にここでという話はないところでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 この間、清武に行ったんですね、清武のソーラー……。あれで広さは何平米ぐらいあるんですか。

○茂総合政策課長 今おっしゃられたのは、清武町のソーラーフロンティアの第2工場及びその周辺地域のことかと思えますけれども、出力としては自家消費用として1メガワットということになっております。面積は今のところはっきりいたしておりません。

○鳥飼委員 休耕田、耕作放棄地、それから、山岳じゃないですけれども、そういうことができないようなところとか、工場立地を予定していたけれどもなかなか来ない。先ほど言われた苦小牧は恐らくその件ではないかなと。非常に立派な土地をテレビでは見ましたけれども、宮崎の場合は、こんなことを言うと不謹慎と怒られるかもしれませんね、工場予定地がなかなか埋まらないという現状がありますから、そういうところも候補地になっていくのか。ただし、広さがどうなのかと。今まで投資した分に見返るものが出てくるのかどうかというのもあると思うんですけれども、具体的に、今いろいろ議論されているところで、宮崎県内では地域としてはどういうところがあるんですか。議論されているところがあれば。

○茂総合政策課長 具体的にここで検討が進んでいるというところはないわけですが、パネルを設置して発電だけすればいいというものではなくて、発電した電気をどうやって送るのかという、送電設備というか送電線の問題もあります。それについて九州電力との関係も出てくるわけですが、送電線から離れているところだと、新たに大規模な送電線を引っ張りしないといけないという大きな問題がございまして、このあたりを含めてコストがどうなのかということになるかと思えます。これについては孫社長も言われていましたけれども、商売としてやる以上は赤字を出してやるわけでは

ないので、そのあたりのコスト計算、課題というのを十分検証して、それをクリアして事業化できるものはしていくんだというお話でございました。我々もそういうことを含めて今後具体的に検討していく必要があるというふうに考えております。

○鳥飼委員 確かに言われるように、発送電・配電の分離が議論の対象になってきているんですけど、特に東電管内で、日本の3分の1ぐらいの規模の会社ですから、そこでの賠償の費用を送電の担保で出してもらってというのも議論が今から進むのかどうかわかりません。しかし、前も議論にも出てきていると思うんですけれども、送電部門が、いわば公道ですね——私、プリウスに乗っていますけれども——関所代を取るよというような、有料道路みたいなものに今なっていますので、そこを公的なところが管理していくということがないと、企業として成り立たないんじゃないかということももちろん出てくる。私もこの間テレビで見ていたんですけども、事業として成り立たなければいつまでもこれに固執はしないということを、事務局長になられた孫正義さんは言うておられました。しかし、進めなければ発展しないわけですから、今のままの原子力発電がうまくいくとも思えないし、全廃をしてもなかなか急にはできないというのも一つあると思うので、しっかりと宮崎県で進めてきた事業を展開していくというのは非常に大事ではないかと思っております。今後とも、この自然エネルギー協議会の中で宮崎県の意見なり、こっちに引っ張ってこれるものがあれば引っ張ってきていただくということで、ぜひ積極的にかかわっていただきたいと思います。

○前屋敷委員 7ページ、政策提言のところの

6番目に、各種規制緩和というのも位置づけられているんですけど、具体的に今想定されるものとしては、いろんな事業を立ち上げたりしていく上でのことなんでしょうけど、どういうことが想定されるか、わかれば。

○茂総合政策課長 これにつきましても、具体的にはこれから検討が進められていくことになると思いますけれども、農地法の関係が一番大きいかと思います。それから、建築基準法の関係ですとか、あるいは都市計画法の関係、そういったことが挙げられているようでございます。

○前屋敷委員 本来規制というのは、必要上規制がされているというところなので、そんな簡単に規制を緩和できるかどうかというのもあるので、計画が進む中での議論なんでしょうけど、ここはひとつ慎重なものが必要かなというふうに思っています。

○右松副委員長 自然エネルギー協議会の関連なんですけど、孫さんの構想としては、出力2万キロワットを超えるメガソーラーを全国10カ所に設置するというのを柱に据えているんですけど、35道府県が出ていますので、誘致合戦的な要素も帯びてくるというふうに考えているんです。そこで、本県としてどれぐらい孫さんの構想にしっかり乗っかるだけの考えがあるのか。乗っかるのであれば、調査費用であったりかなりの労力を要すると思うんですけど、そのあたりの今の現状を教えてください。

○茂総合政策課長 お答えいたします。この自然エネルギー協議会と孫社長が言われているメガソーラーというのがリンクしてよく言われるわけですけども、これはそれぞれ別物でございます。孫社長が提唱されているメガソーラーはメガソーラーで一方にございますし、一方で私どもが入っています協議会というのは、それ

を含めた形で将来のエネルギーのあり方についていろいろ議論していこうと。特に自然エネルギーについて検討していこうという場だと考えております。そういう意味で、確かに誘致合戦という報道等も一部あるわけですけども、私たちとしては決して競争してやっていくものではないというふうに考えております。少しずつ条件を下げていってといいますか、安売りをしてやっていくようなものではないと。土地を提供するということになれば、例えば公有地であれば、本当にそれを安く提供していいのかという議論も必要になってきますし、そういうことを含めながら、もちろん適地があれば十分検討していく必要があると思っています。もっと広い意味での将来のエネルギーのあり方というのをこの中で議論していきたいというふうに考えているところです。

○星原委員 宮崎県中山間地域振興計画の説明をいただいて、第1章の計画策定から、中山間地域の現状、そして計画編という形で説明していただきました。現実に現状やいろいろなことはそのとおりであるんですけど、私が地元において感じるのは、私の地域でも四家という地域があって、去年とおととしに小学校と中学校が廃校になっていったんです。それはなぜかというところ、そこに若い人がいない、子供がいないから学校が廃校になっていくわけですが、いろいろここに書いてあるのを今眺めていても、書かれていることは非常に素晴らしいんですけど、本当に日々の環境の中で皆さん方が生活できるのか。そこにおけるような状況になるためにはどうするのかということだろうと思うんです。だから、今の現状を何とかこれ以上はというのはわかるんですけど、将来に希望を持たせる、その地域が振興していく、活性化されていくということに

なると、やはり世代ごとに子供から高齢者までその地域に住んでいて初めてその地域が守られているということになるんじゃないかというふうに思います。子供たちがということになると、若い人たちがその地域で生活できる環境があるのかどうかなんですね、中山間地域で。生きていけるのかどうか、生活ができるかどうかという、そういう体制になればそういう状況になっていくと思うんですが、今の現状の中で、5年先、10年先にどうやったら若い人たちがその地域に住んでくれるのか、生活してくれるのかということで考えていかないといけないのかなという感じがするんです。そこで生活していくとなると、収入があるのかどうか、所得があるのかどうか、あるいは子供たちを育てる環境になっているのかどうか、あるいは医療とかそういう面で不安はないのかどうか、そういうもろもろのいろんな形が中山間地域にある程度ないと、やはり厳しいのかなという私は気がするんです。

そうやってきたときに、所得が守られていくためには、林業で食えるのかどうか、農業で食えるのかどうか、食えるためにはどうするのか、その部分がもうちょっと前面に出てきて、そこで十分生活してやっていけると。今、6次産業化の話も出ているんですが、その地域に6次産業化のための加工施設とかいろんなものができて行って、そこで働いて所得が維持できる、集落が維持できる、そういう形に仕向けるためにどうするかじゃないかと私は思うんです。そういうものがなされない限りは、幾らいろいろな言葉としてここに掲げられていても、本当にそこに住んでくれるのか、そこで生活が維持できるのか、その面が本当に守られるのかなというふうに思うんです。そういうことについての部分がもうちょっと出てこないとうなのかなと

いう気がするんです。せつかくこういうすばらしい案が出てきて、このような形になっていけばいいがなと思うんですが、私が地元に住んでおって、早くそういうふうにならないと、過疎、あるいは集落にだれもいなくなる状況——あと10年たってきたらそういう状況になると想定しているんですが——その辺に向けての考え方というのはどういうふうにとらえながらこの素案ができていくのでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 集落の維持、次世代の育成についての御指摘かと思えます。この計画の中でも、次世代の育成については、8ページの(3)の部分で、子育て世代を支える環境づくりといったことを書いておりますが、ただ、こういう子育て支援だけでは当然集落の維持は難しいものと思っております。そこで重要になってきますのが雇用あるいは就業、いわゆる産業を守り立てていくような施策が必要だと思っております。例えば14ページにありますような農業の振興の中でいいますと、収益性の高い品目を導入することによって少しでも収入を上げて雇用をふやすと。あるいは林業の分野におきましても、バイオマス資源の活用ですとか、あるいは特用林産物の生産振興、こういった面で所得が少しでも上がって、雇用が一人でもふえるような取り組みをしたいと思っております。ただ、農業、林業だけだと、これまでも既にさまざまな取り組みをやってきております。もちろんそれは加速度的にさらにやっていく必要はあるんですが、加えて、16ページの(4)でありますような新たな産業分野、農商工連携ですとか6次産業化、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、こういった新しい分野についても積極的に取り組んで、それによって雇用確保をできれば向上させていきたいと思つて

おります。ここら辺の記述について、おっしゃるとおり、もう少し将来が見えるような姿にできないか、さらに検討を重ねたいと思います。

○星原委員 説明を受けるように、ここに書いてあるように、そういう方向に流れれば私は何も心配しないんです。皆さん方が素案をつくりながらの中で、前にも言ったと思うんですが、その地域においていて地域の生の声を聞いて、ここに若い人たちが、皆さん方の子供さんやら孫たちが住むためにはどうしたらいいのかという話なんかを聞かれて、子供たちが帰ってくるためにはこうだとか、こういうふうにならないとなかなか厳しいですよという声があると思うんです。その辺のところはどれだけ反映されているのかなという気がするんです。これは全国どこも同じような状況ですから、都市部と中山間地域、そういう地域の格差という状況に置かれているわけです。企業誘致といったときにどういう企業が来てくれるのか、あるいは大学を終わって子供たちが田舎に帰ってその企業で働くだけのそういうものを求めているのかどうか。若い人たちが将来に向けて、嫁さんをもらって子供を育ててそこで生活するためにはどういったものを希望している、期待しているのかという、そういうものにこたえていかないと、多分守れないというふうに思うんです。ですから、皆さん方いらっしゃいますが、自分たちの子供が大学を終わって、皆さん方は今、宮崎市内に住んでいるとしたら、自分が生まれた地域に自分の子供たちが住む形を想定したときに、どういうふうにしないと住んでくれないか、子供たちがその地域で生活できるように保てるかどうか。そういう想定をしながらの中で素案をつくって、この地域で生活すれば300万収入がありますよ、500万収入がありますよというものが最

低ないと、空気がいい、環境がいい、自然がいいとか、それはそれでまたすばらしい地域なんですけれども、じゃ、生活の面で、子育て、子供の学校の状況とか。我々の地域でも、昔、開拓に入っていた人たちもみんな都城に近いほうに、町に近いほうに転居しているんです。その地域は、今出たように耕作放棄地になったりいろいろして。そういう耕作放棄地なんかが進んでいる地域に本当に人が住むのかどうか、住ませるにはどうするのか、そういうものが現実論としてもう少し練られていないと。

ここに新たな産業の創出と言葉としては並べてあるんですが、本当にそういう形が、現実には3年後にはこうなって、5年後にはこうなって、10年後にはこういう形の中山間地域ができ上がりますというような、あるいはそのためには今何をしていくべきだというものまで考えた形でないと、あくまでも机上でなっているような気がするものですから。現実には地域において、今住んでいる人たちが、自分の子供や孫たちに帰ってきてほしいけど、なかなか帰ってこれない状況にある。その悩みの部分を取り入れていくかということが大事じゃないかという気がするんですが、その辺のこともひっくるめた上でこの素案ができているととらえていいんですね。

○福田中山間・地域政策課長 委員からの御指摘は、現実味のある計画、しかも地域の声を踏まえた計画にすべきだということかと思います。確かにおっしゃるとおり、項目をただ単に羅列するだけの計画であれば、計画をつくる意味がないというふうに私も思っております。実際私も現地のほうに足を運ばせていただきまして、中山間地域の、それも、そこから先に集落がないような行きどまりの集落に現地視察させてい

いただきました。そこは自然的、地理的な条件がかなり厳しい集落ではあったんですが、いろいろ新たな取り組みをやっておりました。例えば、14ページに書かせていただいたような収益性の高い品目、具体的には、そこではラナンキュラスの花のハウス栽培に新たに取り組んでいまして、その地域の奥様方が10人程度雇用されておりました。あるいは農家民宿をその地域のリーダーになるような方がされていて、そこもかなり人気があって交流が進んでいるというふうに聞きました。いろいろ見聞きしたこともこの中にちりばめているつもりでして、そういった地に足のついた分野に取り組んでいきたいということでこの計画をつくらせていただいております。

○星原委員 そこで、私はこの計画自体否定するつもりはないんだけど、時代が変わっていくこと、10年後の社会がどういうことになっているかということ、教育委員会に聞かれると、この10年間で、県内でも廃校になっていく小中学校というのは結構出てくると思うんです。ということは、私は、住む場所と働く場所を今後はひょっとしたら分けしなくちゃいけないんじゃないかという気がするんです。地域の町の周辺に住んで、仕事として山で働く、田んぼや畑をつくる。今は道路もできて便利になっているわけですから、そういう場所に出かけていく。子供たちは、塾があったり、病院が近かったり、学校が近かったり、物を買うでも、生活する場所と——親は10分、20分、30分かけて農場まで働きに行く、山まで働きに行く。ひょっとしたらそういうふうに住環境と仕事をする場所とを分けした感覚というのどこかに取り入れながら、自然を守り、その地域のものを守っていくためにはどうしたらいいのか、そこまで踏み込んで

いかないと、今の現状のままに集落を守っていきましようといったって本当に守れるのかというふうに思うんです。考え方としては、住む場所、働く場所を分けすること、中山間地の災害が起きないためにはどうするのか、自然を守っていくためにはどうするのか、生活して生きていくためにはどういう形がいいのか、そういうものを複合して考えて、どういう形がいいのか。道路が整備されていないと道路を整備すれば、車で30分あればその地域の中、大概のところは動けると思うんです。そういうことの発想もどこかに取り入れていかないと、本当に中山間地を守ろうとって守れるのかどうか。企業誘致でも、企業も奥まったところにつくるより、交通利便性のいい場所に置いてのほうが企業のメリットも高いでしょうし、物を運んだりいろいろする分には、集めてくればいいわけですから。

中山間地は守らにゃいかんわけですから、守り方を、方法を、もう少し考え方を変える必要があるんじゃないかと、常々地元に住んでおっと思うんですが、そういう発想というか考え方というのはないものなんですか。

○渡邊県民政策部長 今の発想については、この計画の12ページに集落の再編整備等というのはあるわけです。実は集落の再編というのは、中山間地域の振興あるいは構造をどうするかということで、持続可能な中山間地域づくりをするために集落再編というのは避けて通れない一つの方法であるということは、数年前から言われているわけでございます。かつて諸塚の村長さんが通勤林業という話をされました。日向に住んで、諸塚の山に行ってそこで仕事をされる——これは学校等の関係で日向に住むということです。これは中山間地エリア内での一つの話

でございますけど、本県の全体構造を見ますと、そういう集落再編をやって、地域の密度を高くして、住民の住む密度を高くして、地域の国土保全とかそういう機能を守っていくという、確かにそういう方向を今後構築しなければいけない。したがって、12ページあたりもそういうことを考えているわけでございます。

それともう一つ、先ほど星原委員が言われましたけど、全体的に中山間地域の特徴あるいは課題、県域はほとんど中山間地でございますので、全体的にはアクションプランでいいわけですが、やっぱりそれではいけない。その中で特徴をとらえるということで、集落の問題、日常生活の維持の問題、そして何よりも産業・雇用、そこに住むためには何で食っていくかということでございますから、産業振興ということで3つに絞ってこういう落とし方をしたと。かつ、基本的には、政策の基本的な展開の方向でございますので、これは4年間の計画でございますが、毎年の事業展開にいかに入魂を入れるかという話だろうと思っております。ここに書いてあることは各委員の皆さんも御理解いただけていると思っておりますが、問題は、具体的な事業をどういう形で進めていくのかというのがやはり勝負かなと我々は思っています、そのあたりも本当に魂を入れた一つの事業展開といえますか、そうでないとこの計画は生きないということで我々は思っています。そういうことでこの計画を今作業中ということで御理解いただきたいと思います。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○宮原委員 中山間地域の関係で、計画策定のスケジュールというところで、6月から7月にかけて市町村等との意見交換ということで、県内8地域ということなんですけど、この条例をつ

くられて、白のところは中山間地域ではないということなんですけど、この部分も意見交換というときには出てこられるんですか。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、中山間地域、県内の9割の面積が入っておりますが、一部入っていない市町村もございます。ただ、中山間地域の振興を図るに当たりまして、中山間地域だけではなくて、逆に中山間地域とそうでないところの交流・協力・連携、これも重要だと考えておりますので、そういったところにも会議のほうには出席いただいて意見交換させていただくようにしております。

○宮原委員 議員発議でつくった条例ですので、口蹄疫が発生したところが入らないということで非常に心配したんです。口蹄疫の復興という形でその地域の振興は別に図られるだろうということであつたんですけど、今言っていたように、御理解がいただけるかどうかいろいろ不安はあるんですけど、やはり参加していただいて意見交換をしていただき、県全体として中山間地域のあり方ということを議論していただいて、これがいいものになればいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後のスケジュールのところ、地域づくり団体との意見交換ということなんですけど、この地域づくり団体というのは県のほうから声をかけるんでしょうか、市町村にお願いして声をかけるということなんでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 8月10日に予定しております地域づくり団体ですけれども、県のほうで宮崎県地域づくりネットワーク協議会という協議会が既にありまして、その役員の方に来ていただいて意見交換させていただきたいと考えております。

○宮原委員 大変だと思いますが、いい形になって、そして振興に結びつくように頑張っていたきたいと思います。

もう一点、10ページの地上デジタル放送のところ、注1、デジタル放送混信世帯という地域で、日向市と小林市と言われたんですが、小林だと、須木が小林市になりましたから、あの奥なのかなという感じもするんですけど、その場所と、日向市とたしか言われたですよ、日向市が混信するんですか。

○長倉情報政策課長 小林市につきましては、東方地区が鹿児島の方の電波を拾ってしまうということで、たまたま宮崎県と一緒にということで混信をしているということでございます。先ほどおっしゃいました日向市等につきましては、愛媛県からの電波を拾います。デジタル放送でございますので、今の電波よりも直進性が高い。海は越えないだろうという感じだったんですけど、たまたま愛媛の教育テレビ——今はEテレというんですか——と同じ周波数を使っております、それを拾ってしまうと。先ほどは必ずしも全世帯がと申しあげましたけれども、海側のほうに何らかの遮へい物なりがあれば来ないわけで、内陸部に来るといろいろなものがありますから、当然来ないということで、海側の地域に一部そういう可能性があるところがあるということになっております。

○宮原委員 よくわかりました。たまたま県境あたりにそういう状況があるのかなと思ったら全然違うんですね。私の思いがちょっと違っていましたけど、ありがとうございます。

○前屋敷委員 振興計画案のことについてですけども、今、論議もずっとされてきましたけど、やはり本当にそこで生活できる環境をどうつくるかという点では、そうなるような具体的

なものももう少し見えてくることも必要ですし、今後そういう論議にも、この中身も深まっていくんだろうと思うんです。そういったときに、その地域に住む人々がどういうふうな地域をつくりたいのかということが根底にないと、こういう計画をつくってこのとおりいきますよという机上の計画だけで進むというのは、やっぱり私は間違いじゃないかなというふうに思うんです。実際そこに暮らしておられる方々がどう地域を変えて住みやすい状況にしていくのかということを基本に置いて、その上でいろんな積み重ねをやって具体化していくということが大事だと思っているんです。ですから、そこをぜひ大事にしていきたい。

あと、今後のスケジュールの点で、きょうが済んだらパブリックコメントの手続に入って、市町村に対する意見の照会ということになっていますが、約1カ月の期間なんですね。8月19日までということになっています。パブリックコメントになると、県民の方々のいろんな御意見などが集約されることになるんですけど、この期間で果たしていいのかどうかということもあったりして、9月の議会に議案を提出することになるとこういうスケジュールになってしまうことはわかるんですけども、一番現地の状況をわかっているのは市町村だと思うんです。ですから、そういった意見をもっと集約するというか、中身が詰まったものにしていくという点では、1カ月でいいのかなということもあって、その辺のところの検討も必要かなというふうに思っていますので、ひとつそこら辺のところを意見として申し上げたいと思います。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、単なる計画の押しつけではなくて、むしろ集落の住民の方の自発的な活力を引き出すようなも

のにする必要があると思っております。そういう意味で、この計画の7ページのところで、集落の活性化の中に、1番目の項目としまして、内発的な活力の向上があくまでも原則なんだということを示しております。

もう一つ御指摘のありましたパブリックコメントについてでございます。1カ月ということである程度確保させていただいたつもりでありますので、この周知を徹底したいと思っておりますとともに、市町村あるいは地域づくり団体、こういう関係者に対して、待ちの姿勢ではなくて、こちらから意見を伺いに行つて、情報提供、意見提供していただくということもやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 地域に住む方々の意見が集約されるという点では、今、情報の提供を言われましたけど、自治体を通してになるかと思うんですけど、その地域にこういう方向性が示されているということが周知徹底されて、より自分たちの問題として受けとめられるようなことにならないと、いろんな発想や意見は生まれてこないかなというふうに思いますので、その辺のところの周知徹底を十分に進めていただきたい。そして、いろんな意見を集約してよりいい計画にしていきたいと思えます。

○外山委員 さっき部長は、この振興計画は魂を入れてやる必要がある、その魂は事業だということを言われた。今後どうあるかというソフトの面とハードの面があると思うんです。ソフトの面は多少費用はかかっても、問題はハードの基盤整備で、道路の整備とか集落の再編とか漁港の整備とか、そういうのをずっと羅列されています。素晴らしいことが書いてある。しかし、具体的な費用がどのくらいかかるかということは全くこれでは触れていません。しかもこ

れは実質的に3年ですね。そういう具体的な費用の、総枠でこのくらいでやるんだというのがなければ、これは絵にかいたもちだと思えます。そこ辺の考えはどうなんですか。

○渡邊県民政策部長 なかなか難しい質問なんですけど、県の総合計画がありますが、あのアクションプランでも、全体的にどれぐらい予算をかけてやるのかとか、計画をつくるといつもそういう話が出ます。確かに我々としてもそういう側面で、計画のより実効性、あるいは目標を立てながら進捗をちゃんと測定する意味では、そういうものを立てなければいけないという認識はあります。そういう中で、基本政策項目ごとにそれぞれ目標値は一応立てております。ただ、社会資本整備に関しては、13ページに若干、例えば生活排水処理率とか河川改修率とか道路防災対策の進捗率とか、こういうものは一応立ててございまして、これは各部と最終的に調整を今後やっていきますけど、その中でできるだけ数値が出せるものについては出していききたいと思いますし、これを予算額で出すのかあるいは進捗状況で出すのか、そのあたりは今後十分議論せんないかんなど、検討しなきゃいけないというふうには認識しております。

○外山委員 私は、これを現実のものにするためには4年間というのは短いと思うんです。ことしは準備でしょう。実質的に3年ですね。ここにいろんなすばらしいことが書いてあるけど、それが実現できるかというのは非常に……。だから、何で4年に区切ったのか。もうちょっと長いほうがいいと思いますし、それから、事業をやるには予算が要る、そのところの押さえ込みですね。県民政策部ですから、県を統括していくわけです。各部にまたがったところを全部押さええて、この事業をやるためには総枠この

くらいの事業費を確保してやるんだというものがどこかにないと、これは本当に生きた計画にならないと思う。総合計画はそういうのは入れなくてもいいですよ。これはその中の一部分の中山間の各論の中の計画ですから、やっぱり具体的にそこ辺を入れるべきだと思います。積算してあるんですか、ここに書いてあることをやるために。

○渡邊県民政策部長 この事業に対して、ことしどういう事業をやっているかということは、今ずっと並べて検討しているところでございます。具体的に総額で幾らというのが、公共事業も含めてどういう形で把握できるか、そこは今後検討しなければいけないと思っています。

それともう一つ、計画期間の話がありました。中山間地対策というのは、非常に重要な県政の大きなテーマでございます。アクションプランが4年、このアクションプランと計画をちゃんと合わせたということです。知事の任期とも合わせています。現政権でちゃんと進行管理までとる。これはアクションプランと同じでございます。それだけ我々としてはこの計画の大切さというのを認識していると。

それと、これは26年まででございますけど、次に、そのときの中山間地の状況をあわせてまた全体的に見直していくと、そういう計画のほうは我々としては実効性のある計画になる。そういう認識で26年までというふうにしていただいております。

○外山委員 私は、表に出すか出さないかは別として、内部では、この事業にはこのくらいかかるという金額を押しえ込んで、できたら、トータルでこの事業をやるにはこのくらい要するというのを全庁的に認識させるためにはどこかに入れるべきだと。御検討ください。きょうはこれ

以上は要りません。

○右松副委員長 中山間地域振興の別の切り口としまして、宮崎の中山間地域は資源の宝庫だというふうに思っています。そういった中で、宮崎の大事な地域資源を守っているのは中山間地域の人たちだという啓蒙・啓発活動ですね。住民の皆さんには誇りを持ってもらって、私たち県民は敬意を表していくという取り組みが必要だと思うんです。

その重要な地域資源の一つの水源地について質問をさせてもらいたいですけれども、横浜市が、市の水源地に当たる山梨県の道志村というところに対して、森林保全とか育成のための支援として、造林補助金の支払いであったり、基金の設置であったり、あるいは水源涵養林地の一部買い上げ、そういった形で、上流地域を経済的・非経済的に支援しているという事例があります。宮崎は水の宝庫でありまして、宮崎の水源地の中身について調べていただければありがたいんですけれども、水源地が、国が持っているもの、県が持っているもの、あるいは宮崎の民間人が持っているもの、そしてもう一つは外国の企業なり人なりが水源地を買い取ったりしていると、そういった水源地の所有の割合関係はわかりますでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 水源の涵養についての御質問でございますが、この計画の中にも水源の涵養機能を高めるための施策としまして、15ページの上から2つ目の丸でございますが、これは企業局が今やっている事業になりますけれども、緑のダム造成事業ということで、水源涵養機能の高い森林を整備する事業をやっております。もう一つ、所有者別のデータですけれども、所有者別のデータというのは持ち合わせておりませんが、国のほうで今そういつ

た議論をされていまして、森林法の改正がこのたびなされました。この改正の中で、森林を新たに所有する場合に届け出制にして、所有者なりを把握していこうという動きが出てきておりますので、こういう国の動きも踏まえながら、県としての対応も図っていきたいと思っております。

○右松副委員長 水源地の所有に関しては、県のほうでわかる範囲で構いませんので、情報をいただければありがたいです。

そして、もう一点、所得の問題が先ほど来出てきています。中山間地域で、林・農業雇用支援で、中長期的な視野で生活水準が保てるような雇用対策を講じていくという一方で、これは賛否両論あると思うんですが、これだけ過疎化であったり、集落機能が低下している現状をかんがみたら、公的支援というのを、個人支援を真剣に考えていく時期にも来ているのかなと思っております。私の勉強不足でしたら申しわけないんですが、均一性はとれないんですが、これだけひどい状況になってくれば公的支援も必要だという観点で、住民税の減税だったり、あるいは福島県では、農地などが有する環境保全など多目的効果を支援する目的も考慮して、農業者に対して直接交付金を支払う制度ができています。こういった取り組みを県としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○福田中山間・地域政策課長 おっしゃったような趣旨の施策については、国のほうでもいろいろ検討されておまして、それが施策として出てきておりますのが、14ページの(1)農業の振興の④の1つ目の丸でございまして、中山間地域等直接支払制度ということで、例えば中山間地域で条件が不利な場所で農業を一定期間以上続けるという場合に、直接的にお金を交付

するというような事業もやっておりますので、こういった事業を使いながら、宮崎県としても中山間地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

○山下委員長 この中山間地域振興計画なんですが、17ページの鳥獣被害対策、18ページにある程度数値目標やら書いてあるんですが、中山間地域を守っていただく方、米1俵の生産原価ですね、例えば平場で3反歩の面積のところで作る米1俵の費用と、中山間地域で作られる一俵の労働対価というのは数段価値があるんです。私どもも中山間地域に行きましたときに、植え込んで、せっかく鳥獣被害対策のネットを張ったのに、収穫目前で被害に遭われる実態というのをずっと見てきているんですが、本当に限界だろうと思うんです。それで、荒れ地が中山間地域を中心にどんどんふえてきているだろうと思うんですが、戸別の所得補償がない中で中山間を守っていただいているんです。

この振興計画の中を、私、見ましたときに——7月17日の宮日の記事を見られましたか。猟友会の人たちの減少というのが出ておったんですけど、規制強化や高齢化が要因で猟をされる方がどんどん少なくなっている実態というのをいろいろ聞く中で、なぜここに猟友会の皆さん方の数値目標も入れられないのかなということを見たんですが、その検討というのはなされてきたんでしょうか。具体的な対策というのを。

○福田中山間・地域政策課長 御指摘のとおり、鳥獣被害の問題は、中山間地域の問題としてかなり重要度の高いものだと認識しておまして、県内の狩猟登録者ですけれども、5,000人程度いると。高齢化が進む中で新規参入者の確保が必要だろうという認識は我々も持っておりますし、

環境森林部のほうでも持っております。この指標の中にどういったものを入れるかということで、今は、マイスターですとかモデル集落を入れておりますが、委員長からの御指摘でもありますので、狩猟者についてここに入れられないかどうか。私は、入れたいと、ここで申し上げたいんですが、環境森林部が所管しておりますので、持ち帰って検討、調整させていただければと思っております。

○山下委員長 猟友会の米良会長さんのお話を私も何回か承っているんですが、山村に住んでおられる農業者の若手の人たちとか、建設業に携わっておられる方とか、いろんな人たちに呼びかけて、ぜひ狩猟免許を取っていただく手だてをやっていきたいということを言っておられたんです。環境森林部ともいろいろ御相談していただいて、ある程度数値目標を出していただく目標ができるのかなと思っておりますけど、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。質疑がなければ、県民政策部を終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後0時10分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 なければ、以上をもって本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時10分閉会